

令和三年デジタル庁令第三号

デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 デジタル庁の所管するデジタル庁関係法令（告示を含む。以下同じ。）に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下「法」という。）に定めるところによる。

下同じ）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この府令の定めるところによる。
デジタル庁の所管するデジタル庁関係法令に係る手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合には、他の法律及び法律に基づく命令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの府令の規定の例による。

第二条 (定義) 「」の序令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この序令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

イ 電子署名 次に掲げるものをいう。

（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名ハ、地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名二、電子証明書申請等をする者は行政機関等が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて内閣総理大臣が申請等に係る電子計算機の運営等の事務を執行するものとする。

臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
(電子情報処理組織による申請等)

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、内閣総理大臣が告示で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項
一 当該申請等を書面等により行うときには法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき事項

(前号に掲げる事項を除く。)
行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報を電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書である。

（音置）を講ずる場合は、この限りでない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行つた者を確認するための

一、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書電子署名等に係る地方公共団本部青報システム幾種の認証業務に關する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

内閣総理大臣が告示で定める電子化證明書(前二号に規定するものを除く。)

四 前各号に依る行政機関等が指定する書面二回目提出の場合は、申請等をする者が、第一項の第二号に掲げる事項を入力する場合において、申請等をする者に係る前項第三号に掲げる電子証明書を送信するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかる手続等を了承する旨の記載を含む申請書類を提出するものとする。

申詒等をする者は併し又是言事項目明書にて記載してある者とし、申詒等をする者の名稱、所在地、年月日を確認するために添付してあるものに記載してある事項の印を押す。第一項の見三に該する旨の印を捺す。且つ、第二項の見三に該する旨の印を捺す。且つ、第三項の見三に該する旨の印を捺す。

法令の規定に基づき同一内容の書面等を要述必要とする申請等をする者が第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合には、その他の同一の申請等をする者が第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合には、

第五条 法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置をいう。

3 法第九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録により作成等が行わたった情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

(情報通信技術による手数料の納付)

第六条 法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、第四条第一項の規定により行わたった申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第七条 法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

2 前項の場合において、申請等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める部分がある場合

一週間以内にしなければならない。

(处分通知等に係る電子情報処理組織)

第八条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と处分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等の定める技術的に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による处分通知等)

第九条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により处分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該处分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

2 書面等により行わたった場合に携帯すべきこととされている处分通知等が電子情報処理組織を使用して行わたった場合は、当該处分通知等を受けた者は、当該处分通知等に係る電磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該处分通知等を行つた者が電子署名を行つたものであることを確認することができる機器と共に当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該处分通知等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 書面等により行わたった場合に返納その他行政機関等への返還が求められている处分通知等が電子情報処理組織を使用して行わたった場合は、当該处分通知等を受けた者は、内閣総理大臣が告示で定める場合を除き当該处分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

4 前項の場合において、处分通知等の返納その他行政機関への返還を行うときは、当該处分通知等に係る電磁的記録を处分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

(处分通知等を受ける旨の表示の方式)

第十条

法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により处分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところにより行う届出

三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

(处分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第十一条 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 处分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合

二 处分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第十二条 行政機関等が、法第八条第一項の規定により電磁的記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用す

る方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第一百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 行政機関等が、デジタル庁の所管するデジタル庁関係法令の規定（法第九条第一項を除く。）により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

この府令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月二八日デジタル庁令第三号）

この府令は、公布の日から施行する。